

平成31年3月29日

関係者各位

社会福祉法人東望会
理事長 草野 賢一

利用者様への工賃未払いについて

電腦工房においてこれまで利用者様に対しまして毎月工賃をお支払いしておりましたが、複数利用者様に対しましては利用実績があるにも関わらず利用日数が少ないことを理由に、また利用開始3か月を研修期間という扱いにして工賃の支払いを拒否するという重大な違法行為を行なっておりました。このことにつきましては、法令違反であると同時に障害者虐待に該当するものであり、利用者様の尊厳を著しく傷つけることになりました。事前に口頭で説明していましたが、この度、利用者様からのご指摘によりこれまで行なっていた行為についての考えが間違っていたと認識しました。利用者の皆様には多大なる苦痛を与えてしまったこと、関係者の皆様に対して著しく信用を失墜させる行為であったことについて深く反省しお詫び申し上げます。これらの事につきましては、全ての利用者様に説明を行ない謝罪致しました。その後の対応として未払い分工賃を精査し、複数職員で確認を行ないこれまでの未払い分工賃を各利用者様に全額お支払い致しました。また、電腦工房管理者につきましては理事会に諮り、けん責と損害賠償として未払い分工賃の全額負担の処分となりました。なお、上記内容につきましては、長崎市障害福祉課に報告を行っており、今後同課からの指導・処分に従うこととなっております。これら全てを踏まえ、今後このようなことを二度と繰り返さないためにも改善に取り組んでまいります。皆様には何卒ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。